

福岡都市圏南部環境事業組合事務決裁内規

〔平成18年5月1日〕
訓令第2号

（趣旨）

第1条 福岡都市圏南部環境事業組合事務決裁規程（平成18年5月訓令第1号。以下「決裁規程」という。）第9条の規定に基づき、福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）の事務決裁の手續等について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 担当課長会議 組合を構成する関係市町担当課の課長による会議をいう。
- （2） レベル調整会議 組合を構成する関係市町の副市町長の調整会議及び局・部長の調整会議をいう。

（担当課長会議）

第3条 担当課長会議は、原則として、毎月第1木曜日に開催する。ただし、第1木曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合その他第1木曜日に担当課長会議を開催することが困難な場合は、総務課長が別に定める。

（重要事項の決裁手續）

第4条 事務局長の専決事項を超える重要な事項（以下「重要事項」という。）について管理者の決裁を受けようとするときは、次に掲げる手續を経るものとする。

- （1） 総務課長は、その都度、担当課長会議を事前に開催し、関係市町の調整を行わなければならない。この場合において総務課長は、各関係市町における意思の疎通を十分に図り、会議において意見等の集約ができるよう、会議の開催前に相当の期間を配し、関係資料を各担当課長に送付しなければならない。
- （2） 担当課長会議における調整後、事務局長は、関係市町に対し重要事項の処理についての意見等に関する書類（以下「重要事項処理意見書」という。）の提出を依頼するものとする。
- （3） 担当課長は、前号の規定による依頼があった場合は速やかに関係市町において内部決裁を行い、重要事項処理意見書を事務局長に提出するものとする。ただし、内部決裁の途中において疑義が生じた場合は、速やかに、その事由及び趣旨を明らかにし、修正案等を事務局長に文書で報告するものとする。
- （4） 事務局長は、前号の規定により提出された重要事項処理意見書を処理しようとする起案文書に添付し、管理者の決裁を受けるものとする。

（調整）

第5条 前条第3号ただし書に規定する重要事項処理意見書の内部決裁中途の疑義が生じた場合の処理は、次のとおりとする。

- (1) 軽微な修正で、担当課長会議による調整を必要としない場合は、事務局長が各関係市町担当課長に連絡し、速やかに処理するものとする。
 - (2) 前号による処理が困難な場合は、担当課長会議を開催し、調整を行うものとする。
 - (3) 担当課長会議での調整が困難な場合は、その内容に応じたレベル調整会議を速やかに開催し、処理するものとする。
- (その他)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この内規は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。